

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の見直し（案）に対する意見の内訳

意見		対応方針	合計 73
<b>木材又は木質製品</b>			1
木材を原料とする品目全般	判断の基準、配慮事項、備考、共に表現に差異があり、特に間伐材と小径木の扱いが不明であるため整理されたい。さらにクリーンウッド法の対象品目とそれ以外の区別が、グリーン購入法では不確かなため明確にされたい。	御指摘等も踏まえ、木材を原料とする品目全般について、関係法令にのっとり表現を統一的に整理するなど、記載内容を修正しています。	1
<b>文具類</b>			3
文具類共通	判断の基準 について、CW法施行前に製造された文具には、間伐材や小径木の合法性を担保できないものが混在し、多くが流通在庫となっているため、経過措置（移行期間）の設置が不可欠である。	御意見を踏まえ、文具類に係る合法性の確認については、従前のとおりとし、間伐材、小径木は、合法性証明を不要とすることとします。	1
	備考16について、文具類はCW法の適用対象外であり、従前のとおり確認を行うこととして、当該箇所は削除すべきである。（同一意見2件）	御意見を踏まえ、文具類に係る合法性の確認については、従前のとおりとします。なお、小径木は、従前どおり合法性証明を不要とすることとします。	2
<b>オフィス家具類</b>			2
オフィス家具等共通	クリーンウッド法では、小売業者は対象外であるため、グリーン購入法では合法性の確認を行い、情報提供を行う必要があるように読めるため、説明を付記する又はクリーンウッド法を踏まえという文言を削除すべき。	御意見を踏まえ、クリーンウッド法を踏まえた確認体制、確認方法についての備考は削除することとします。	1
	クリーンウッド法は家具を非該当としているため、該当分野にクリーンウッド法を準用しないでいただきたい。	グリーン購入法の対象品目であるオフィス家具等のうち、部材の総重量に占める木材の重量の割合が50%以上であるものはクリーンウッド法の対象となります。なお、パブリックコメントにおける御意見を踏まえ、クリーンウッド法を踏まえた確認体制、確認方法についての備考は削除することとします。	1
<b>画像機器等</b>			1
プロジェクタ	プロジェクタ競合ディスプレイであるフラットパネル80インチ級の平均重量が87kgであるため、備考4を追加し、「有効光束が4,000lm未満の機器であって、固体光源の超短焦点プロジェクタの場合は、重量の基準によらず10.0kg以下」とすべき。	御意見の重量の基準値の根拠が不明なため、原文のとおりとします。	1
<b>照明</b>			4
LED照明器具	新たに屋内と屋外の区分が設定されているが、屋外用の投光器を屋内で使用した場合など、定義が明確でなく判断に迷う可能性が考えられるため、従前の通り屋内や屋外の区分の記載は必要ない。	御意見を踏まえ、屋内と屋外の区分は設定しないこととします。	1
	新たに追加された「投光器」および「防犯灯」の用語の定義が必要と考え、以下のとおり提案する。 ・「投光器」は、JIS Z 8113：「照明用語」に規定される投光器をいう。 ・「防犯灯」は、JIS規格にて定義されていないため、国土交通省の「建築設備設計基準：平成27年度版」や「公共建築設備工事標準図：平成28年度版」に掲載されている公共施設用照明器具の「照明器具形式番号のLBF2RP」に規定する屋外用のプランケットを引用してはどうか。	御意見を踏まえ、投光器及び防犯灯の定義を追記します。	1
	備考1で判断の基準の対象外とするLED照明器具を対象とすることを提案する。理由は、LED照明器具として既に販売されている製品が多くあり、対象としても差し支えないため。	御意見を踏まえ、備考1を削除します。	1
	今般の改定で「卓上スタンド」が対象外とされることにより、机の上に設置する「タスクライト」は対象外となるのか。	机の上に設置するタスクライトは、対象外となります。	1
<b>自動車等</b>			1
自動車	「エコドライブ支援機能」の説明の中に、アイドリングストップに係る記述を追加すべき。見直し案では、アイドリングストップの必要性が後退している印象を与えかねず、当該記述を明記することが必要。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
<b>制服・作業服等</b>			4
帽子	配慮事項 について、帽子的付属品等は多岐にわたるため、服制規則の（別表）着用品の天井の部分に装着するもの、と付属品に該当するものを具体的に追記すべきである。	今般の付属品に係る規定においては、天井部分に装着するものに限定していないため、原文のとおりとします。	1
	配慮事項 について、「竹繊維」は、「未利用繊維」等の現行基準にも該当し、「竹繊維、」や「又は付属品」の追記は不要と考える。「竹」は、特定地域で生育する植物資源であり、WTO政府調達協定（国際ルール）上でも特定の国・地域を優遇することとなり、好ましくない。また、付属品の定義は備考2に記載されており、「付属品」の原料である「繊維」（再生繊維、植物由来合成繊維）部分や、「プラ」（再生プラ、植物由来プラ）部分も、【判断の基準】との整合性をとる形で配慮されている。	竹繊維については、放置竹林対策及び水源の涵養等を目的として評価を行っているものです。未利用繊維に該当するとも考えられませんが、特にその利用を推進したい意図から原文のとおりとします。	1
	「 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維」の後に、「又は植物を原料とする合成繊維」を追加すべき。（同一意見2件）	御意見のとおり、修正します。	2
<b>その他繊維製品等</b>			4
集会用テント	「 使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維」の後に、「又は植物を原料とする合成繊維」を追加すべき。（同一意見2件）	御意見のとおり、修正します。	2
ブルーシート	植物由来ポリエステル繊維等の植物を原料とする合成繊維の基準を追加してほしい。	今回のパブリックコメントの対象外ですが、今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
	バイオPETは、循環型社会形成基本法下の3R法である資源有効利用促進法や容器包装リサイクル法の対象であり、化繊業界が率先資源循環してきたが、業界提案まで進捗したPETに係る見直し提案が不採択の形になっており、大変残念である。	今回のパブリックコメントの対象外ですが、今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1

意見		対応方針	合計
<b>設備</b>			
太陽光発電システム	判断の基準、にある「エネルギーペイバックタイム年数」、「環境配慮設計の評価項目」について、発注者がカタログ・仕様書等で確認できるよう、メーカーと調整・指導されたい。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	2 1
	「表1 太陽電池モジュールのセル実効変換効率に係る基準」について、モジュール変換効率のみ表示しているメーカーもあるため、表記の統一について調整・指導されたい。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
<b>災害備蓄用品（食料）</b>			
缶詰	缶詰を削除せず、レトルト食品等の欄に移してレトルト食品と併記すべき。賞味期限3年の缶詰は多く、容器のスチール缶はリサイクル率が90%を超え、レトルト食品等の判断基準のイ、配慮事項を十分満たしている。（同一意見2件）	缶詰については、賞味期限3年の製品は通常品であり、今後も賞味期限5年以上の製品開発が見込まれないことから、品目を削除することとしました。なお、レトルト食品等の配慮事項「回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組み」は、食品自体の回収を意味しており、空き容器のリサイクルを意図したものではありません。	2 2
<b>役務</b>			
印刷	クリーンウッド法は印刷物を非該当としているため、該当分野にクリーンウッド法を準用しないでいただきたい。	御意見を踏まえ、印刷に係る合法性の確認については、従前のとおりとします。なお、小径木は、従前どおり合法性証明の証明を不要とすることとします。	10 1
加煙試験	今般の見直しに、加煙試験の品目が新規追加されたことを支持する。加煙試験用途としては、現在汎用的に使われているHFCよりGWPの低いHFOが既に開発され、米国・EUでは既にHFCを使用した加煙試験用ガスの製造が禁止され、HFO等への転換が義務付けられていることから、日本国内においてもグリーン購入法のみならず、フロン排出抑制法の指定製品対象となることを併せて望む。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
清掃	剥離作業について、床ワックスを剥離する際に剥離剤を使用し、剥離後の剥離廃液を産業廃棄物として処理し、マニフェスト管理を実施するという解釈でよいか。	剥離後の廃液は、産業廃棄物として処理されることが望ましく、その場合にはマニフェスト管理を実施していただくこととなります。産業廃棄物として処理する場合以外（処理設備を有する場合等）においても、排出にあたっては関連法に基づく適切な処理が必要です。	1
	「剥離洗浄廃液等」の「等」について、剥離清掃廃液以外の清掃廃液を指すのか明確にすべき。剥離洗浄廃液の他に表面研磨により発生する塵粉も含むと理解してよいか。もしくは剥離清掃廃液以外の清掃廃液を指すのか明確にすべき。	今般追加した備考は、特に剥離洗浄廃液の適正処理を求めるものです。備考に記載のとおり、「建築物の清掃業務に伴う廃液」が全て含まれます。	1
	「適正処理を図る」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や水質汚濁防止法、下水道法等の趣旨を理解し、違反しないように処理処分を行うことと理解してよいか。	御理解のとおりです。	1
タイルカーペット洗浄	判断基準「回収水の透視度が5ポイント以下」とあるが、正しくは「5ポイント以上」であり、訂正を求める。	御意見のとおり、5ポイント「以上」に訂正します。	1
輸配送	配慮事項に留まる低公害車の利用に関する項目を判断基準に引き上げるべき。低公害車の利用を促進していくためには、国がより積極的に低公害車の利用を位置づけ、地方公共団体等への波及効果を及ぼすことが必要。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
旅客輸送（自動車）	配慮事項に留まる低公害車の利用に関する項目を判断基準に引き上げるべき。低公害車の利用を促進していくためには、国がより積極的に低公害車の利用を位置づけ、地方公共団体等への波及効果を及ぼすことが必要。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
引越輸送	配慮事項に留まる低公害車の利用に関する項目を判断基準に引き上げるべき。低公害車の利用を促進していくためには、国がより積極的に低公害車の利用を位置づけ、地方公共団体等への波及効果を及ぼすことが必要。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
クリーニング	「エコドライブ支援機能」（エコドライブを推進するための装置）の説明の中に、アイドリングストップに係る記述を追加すべき。見直し案では、アイドリングストップの必要性が後退している印象を与えかねず、当該記述を明記することが必要。	今回のパブリックコメントの対象外ですが、今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
<b>公共工事</b>			
公共工事全般	判断の基準、配慮事項、備考、共に表現に差異があり、特に間伐材と小径木の扱いが不明であるため整理されたい。さらにクリーンウッド法の対象品目とそれ以外の区別が、グリーン購入法では不確かなため明確にされたい。	御指摘等も踏まえ、木材を原料とする品目全般について、関係法令に則り表現を統一的に整理するなど、記載内容を修正しています。	37 1
木材・プラスチック再生複合材製品	原文では使用範囲が限定されてしまうため、用途を追加し次の様に修正して頂きたい。「（前略）、建築の外構工事、公園における園路広場工事、道路整備工事、河川・港湾緑地の整備工事において（後略）」	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
	判断の基準で、これらの材料割合が100%であることとされており、配慮事項としては不要と考えることから配慮事項を削除して頂きたい。	御意見を参考とし、修正しました。	1
	配慮事項については、「合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木等の再生資源以外の木質材料にあっては、その原料の原木（以下原文通り）」に修正して頂きたい。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
	備考）4について、「木材・プラスチック複合材製品」を「木材・プラスチック再生複合材製品」に修正頂きたい。判断の基準の対象となる製品は「木材・プラスチック再生複合材製品」であるため。	御意見を参考とし、修正しました。	1
	備考）4について、「木材・プラスチック再生複合材製品」はクリーンウッド法の対象ではなく、同法に基づく登録木材関連事業者になることはできないため、確認体制及び確認方法に係る表現は関係法令等の現状に即して修正して頂きたい。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1

意見		対応方針	合計
再生木質ボード	小径木は従前のとおり、再生資源に含めるべき。(同一意見6件)	小径木は、従前のとおり再生資源として取扱うこととし、合法性の確認は不要とします。	6
	小径木は合法性の確認が不要であったためH18年林野庁ガイドラインの対象ではない。合法性の確認を行うのであれば、合法性の確認や情報の伝達はどのような方法を取るのか、明らかにしたい。	小径木は、従前のとおり再生資源として取扱うこととし、合法性の確認は不要とします。	1
	(間伐材及び小径木を含む。)は判断基準にも掲げられて重複しているため、4行目の( )は削除して頂きたい。(同一意見2件)	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	2
	備考)2 1行目冒頭は、「パーティクルボード等の原料」ではなく、「再生木質ボードの原料」に変更して頂きたい。(同一意見2件)	関係法令上の整理から、当該品目については各品目名を記載しております。	2
	パーティクルボードと繊維板はクリーンウッド法の適用対象外であるため、確認体制を求める事業者について誤解が生じないように、(但しパーティクルボード及び繊維板を製造する事業者を除く)と但し書きを付ける又は適用対象外とすべき。(同一意見2件)	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	2
	再生木質ボードのパーティクルボード、繊維板はクリーンウッド法の対象外であるため、木質系セメント板のみの記述にすべき	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
	見直し案はクリーンウッド法とH18年林野庁ガイドライン双方への準拠を求めているが、パーティクルボード・繊維板はクリーンウッド法の対象外であるため、「クリーンウッド法に即し」は削除すべきである。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
	再生木質ボードの中にクリーンウッド法の対象外であるパーティクルボード、繊維板と対象である木質系セメント板がひとまとめに入っているが、購入者の混乱予防のため区分すべき。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
	再生木材の定義が曖昧であり(再生木材=間伐材)という誤解を招きかねない。判断基準にある用語(再生資源である木質材料や間伐材、小径木又は植物繊維)を用いて頂きたい。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
	ボードの原料チップを製造している既存の小規模事業所では、間伐材や小径木と製紙未利用チップ、林地残材との区別は困難であるため、いずれの原料も同等に扱えるよう従来通りの文言にすべきである。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
	紙類では、間伐材等とは間伐材又は竹をいう、と示されており、全ての環境物品に係る記載だと考える。パーティクルボードと繊維板のJISでは竹を原料に規定していないため、「等」を削除して頂きたい。(同一意見2件)	公共工事においては、間伐材等に竹を原料として含んでおりません。	2
	判断の基準及び配慮事項の「再生木材等(間伐材等)」について、再生木材等が間伐材以外に何を含まのか明確ではない。判断の基準で重量比配合50%以上とすることを求めている「再生資源である木質材料+間伐材+小径木+植物繊維」と同一にし、定義を明記すべきである。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
	間伐材は従前のとおり、再生資源に含めるべきである。クリーンウッド法の手引やQ&Aでは、間伐材は林地残材(対象外)か丸太(対象)か、明記されていない。	木材系の品目に関しましては、表現を統一的に整理しております。	1
	備考の「確認体制」は物品の基準ではなく、調達者が仕様で判断できないため、「確認体制」の項目は削除すべき。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
	公共工事の「確認体制」が、物品を購入する建設業者に整備を求めているならば、品目に挙がっている物品の製造事業者の体制を求めるのではなく、建設業者に体制の整備を求めていることを明記すべきである。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
	クリーンウッド法に則すのであれば、H18年林野庁ガイドラインへの準拠は不要ではないか。準拠するならグリーン購入法、クリーンウッド法の相互引用の整理のために林野庁ガイドラインの改訂を行うべきではないか。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
	間伐材は合法性の確認が不要であったためH18年林野庁ガイドラインの対象ではない。合法性の確認を行うのであれば、合法性の確認や情報の伝達はどのような方法を取るのか、明らかにしたい。	木材系の品目に関しましては、表現を統一的に整理しております。	1
	間伐材と小径木の木材合法性確認を求めるのであれば、形状等の見分け方や合法性の情報提供の方法(何らかのガイドラインなど)について林地残材・かん木との峻別のために解説等で明らかにしたい。	木材系の品目に関しましては、表現を統一的に整理しております。	1
	クリーンウッド法に準拠する上で、再生木材、間伐材、小径木の定義が不明確なため、Q&Aや林野庁ガイドラインの改訂など、しかるべき方法によって分かり易く明示して頂きたい。	木材系の品目に関しましては、表現を統一的に整理しております。	1
	確認体制が整っていることの情報提供はクリーンウッド法では定められていない。この項目を削除しないのであれば、どのような情報を何に基づいて提示するのか、解説・マニュアル等で手法の例示をして頂きたい。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
	H18年林野庁ガイドライン、H21年間伐材チップガイドライン、クリーンウッド法、グリーン購入法の引用・準拠の関係が分かりにくい。合法木材ハンドブックなどの解説やマニュアルの改訂を行い、事業者周知して欲しい。	木材系の品目に関しましては、関係法令に則り、表現を統一的に整理しております。	1
コンクリート用型枠(合板型枠)	クリーンウッド法には県産材認証の制度は含まれていないため、記載ミスではないか。含まれるなら、条項を明記して欲しい。	御意見を参考とし「クリーンウッド法の県産材認証」という文言は削除いたします。	1
<b>その他</b>			2
グリーン購入法に関する意見	グリーン購入はコストがかかるため、予算削減の現状を考慮すべき。	今後参考とさせていただくための御意見として、掲載させていただきます。	1
政策全般に関する意見	グリーン購入法とは関係のない内容	-	1